

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和元年12月26日 午前9時30分
場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 4号 事業計画変更申請について
- 議第 5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

報告事項

- 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報第 3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第 4号 農地潰廃通報について
- 報第 5号 作付変更届について
- 報第 6号 農地法第3条の3第1項の届出について

農業委員出席委員 18名

1番 野崎文夫委員	2番 阿部眞佐雄委員
3番 小川弘樹委員	4番 渡邊勝夫委員
5番 田邊敦子委員	6番 三師満夫委員
7番 五十嵐秀一委員	8番 小林茂宏委員
9番 坂井浩行委員	10番 原田勝委員
11番 渡邊一英委員	13番 清野秀作委員
14番 佐藤秀樹委員	15番 佐藤一富委員
16番 藤田吉則委員	17番 熊倉睦委員
18番 田邊稔委員	19番 佐藤裕雄委員

農業委員欠席委員 1名

12番 廣川哲也委員

推進委員出席委員 17名

飯塚 栄三千 委員	稲田 守 委員
井上 利弥 委員	内山 清 委員
内山 敏雄 委員	大桃 伸之 委員
刈屋 一夫 委員	蒲澤 利嗣 委員
蒲澤 正 委員	北澤 正之 委員
栞原 一郎 委員	捧 幸伸 委員
長谷川 浄二 委員	原田 孝一 委員
吉田 精一 委員	吉田 昇 委員
渡邊 正 委員	

推進委員欠席委員 1名

松岡 博一 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	清水 学
経営基盤係 係長	早川 実
経営基盤係 主任	長谷川 義隆
臨時職員	渡辺 真那

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

これより会議に入ります。

最初に出席状況をお知らせいたします。農業委員定員19名のところ、現在員19名、出席18名、欠席1名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては定めにより私から指名をいたします。

3番、小川弘樹委員、17番、熊倉睦委員を指名いたしますので、よろしく願い申し上げます。

議長（野崎会長）

議事に入る前に皆さんにお諮りをしたいと思います。

私を含め、議第1号及び議第2号に議事参与の制限に該当する方が、いらっしゃいますが、三条市農業委員会会議規則第14条ただし書きに基づき、皆様のご同意をいただいて、議事を進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長(野崎会長)

それでは、ご同意をいただきましたので、そのように進めさせていただきます。

議長(野崎会長)

それでは、さっそく議事に入ります。議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(清水事務局長)

議第1号説明の前に、大変恐縮ですが、議案訂正のお願いと、併せてお詫びを申し上げます。

お手元に配布させていただきました「議第1号 正誤表」を、併せてご覧ください。

56ページをお願いします。

535番であります、「利用権の設定(移転)をする者」の住所を「○○○○」と表示しておりました。正しくは、「○○○○」でございますので、訂正をお願いします。

大変、申し訳ありませんでした。

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明をいたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきまして、ご説明いたします。

1ページをご覧ください。今月の申請は、5件で、合計面積1万9,564㎡であります。

なお、いずれも、先ほど開催されました、農地銀行運営委員会で、あっせん委員より報告をいただいた案件であります。

364番は、尾崎地内の農地2筆・2,544㎡を、あっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり○○○万円であります。

365番は、尾崎地内の農地2筆・4,075㎡を、あっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり○○○万円であります。

366番は、尾崎地内の農地1筆・2,049㎡を、あっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり○○○万円であります。

367番は、代官島地内の農地6筆・6,166㎡を、あっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約○○○円であります。

368番は、九之曾根地内の農地2筆・4,730㎡を、あっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約○○○円であります。

続きまして、利用権設定に係る案件につきまして、ご説明いたします。

70ページをご覧ください。今月の申請は、新規設定62件・面積36万2,171.66㎡、再設定139件・面積92万9,264.94㎡、合計では、201件・面積129万1,436.60㎡であります。

それでは、戻りまして、2ページの369番から順にご説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間、及び10a当たり賃借料につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

369番から12ページの401番までの33件は、相対で、それぞれ新規に、利用権設定をするものであります。

369番は、棚鱗地内の農地2筆・6,152㎡、

370番は、石上三丁目地内の農地4筆・3,175㎡、

371番は、石上三丁目地内の農地3筆・2,551㎡、

372番は、鬼木地内の農地1筆・608㎡、

373番は、矢田地内の農地2筆・4,566㎡、

374番は、矢田地内の農地1筆・2,670㎡、

375番は、矢田地内の農地1筆・1,814㎡、

376番は、上大浦地内の農地2筆・1,860㎡、

4ページをお願いします。

377番は、棚鱗地内の農地2筆・8,223㎡、

378番は、棚鱗地内の農地3筆・1万6,598㎡、

379番は、長嶺地内外の農地計11筆・1,100㎡、

380番は、上保内地内の農地6筆・2,512㎡、

381番は、東大崎一丁目地内の農地8筆・9,241㎡、

382番は、東大崎一丁目地内の農地3筆・4,104㎡、

6ページをお願いします。

383番は、長嶺地内の農地6筆・4,058㎡、

384番は、長嶺地内の農地11筆・1,726.05㎡、

385番は、長嶺地内の農地2筆・3,616㎡、

386番は、長嶺地内の農地3筆・2,981㎡、

387番は、鬼木地内の農地1筆・632㎡、

8ページをお願いします。

388番は、北潟地内の農地10筆・8,321㎡、

389番は、荻堀地内の農地1筆・2,073㎡、

390番は、笹岡地内の農地1筆・2,433㎡、

391番は、帯織地内の農地1筆・264㎡、

392番は、芹山地内外の農地計11筆・2万3,534㎡、

393番は、福島新田地内の農地2筆・5,222㎡、

10ページをお願いします。

394番は、福島新田地内の農地1筆・2,999㎡、

395番は、荻島地内の農地4筆・3,073㎡、

396番は、栗林地内の農地2筆・1,998㎡、

397番は、西裏館三丁目地内の農地1筆・922㎡、

398番は、曲渕三丁目地内外の農地計11筆・5,991.66㎡、

399番は、曲渕三丁目地内の農地2筆・1,986㎡、

400番は、吉田地内の農地5筆・6,564㎡、

12ページをお願いします。

401番は、蔵内地内の農地5筆・937㎡、

以上33件は、相対で、新規に、それぞれ利用権設定をするものであります。

次の402番から21ページの430番までの29件は、「農地中間管理事業」に伴い、公益財団法人「新潟県農林公社」が、新規に、利用権設定するものであります。

それでは、402番から、順に、ご説明をいたします。

402番は、金子新田地内の農地4筆・7,003㎡、

403番は、月岡四丁目地内の農地6筆・2,059㎡、

404番は、井栗一丁目地内の農地4筆・5,932㎡、

405番は、金子新田地内の農地1筆・3,529㎡、

406番は、金子新田地内の農地5筆・1万1,468㎡、

407番は、金子新田地内の農地2筆・3,861㎡、

14ページをお願いします。

408番は、金子新田地内の農地1筆・1,402㎡、

409番は、金子新田地内外の農地計7筆・2万0,635㎡、

410番は、上保内地内の農地7筆・2,781㎡、

411番は、上保内地内の農地5筆・1,697.30㎡、

412番は、代官島地内の農地5筆・4,064㎡、

413番は、塚野目地内外の農地計13筆・1万5,496㎡、

16ページをお願いします。

414番は、西本成寺二丁目地内外の農地計10筆・1万4,054㎡、

415番は、東鱒田地内の農地10筆・1万3,188㎡、

416番は、南入蔵地内の農地1筆・1,220㎡、

417番は、柳沢地内外の農地計6筆・1,341㎡、

418番は、吉田地内の農地3筆・2,973㎡、

18ページをお願いします。

419番は、吉田地内の農地2筆・5,977㎡、

420番は、尾崎地内外の農地計4筆・8,962㎡、

4 2 1 番は、鬼木地内の農地 1 6 筆・2 万 1, 4 1 1 m²、
4 2 2 番は、蔵内地内の農地 1 筆・4 4 2 m²、
4 2 3 番は、東光寺地内の農地 7 筆・1 万 5, 9 4 5 m²、
2 0 ページをお願いします。
4 2 4 番は、東光寺地内の農地 6 筆・1 万 6, 4 1 9 m²、
4 2 5 番は、新堀地内の農地 3 筆・9, 1 1 7 m²、
4 2 6 番は、新堀地内の農地 5 筆・5, 0 7 0 m²、
4 2 7 番は、福島新田地内の農地 3 筆・1 2 6 m²、
4 2 8 番は、福島新田地内外の農地計 3 筆・3, 9 7 5 m²、
4 2 9 番は、飯田地内の農地 2 筆・5, 8 9 4 m²、
4 3 0 番は、飯田地内外の農地計 3 0 筆・1 万 1, 6 2 5. 6 5 m²、
以上、2 9 件は新潟県農林公社が、新規に、利用権を設定するものであります。
2 3 ページをお願いします。

次の 4 3 1 番から 7 0 ページの 5 6 9 番までの 1 3 9 件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、農地利用集積円滑化事業に係る案件につきましては、ご説明いたします。

7 1 ページをお願いします。

今月の申請は、1 件であります。

7 1 7 番の 4 は、東鱈田地内の農地 1 筆・2, 9 9 9 m²につきましては、平成 3 0 年 1 2 月総会におきまして、農地利用集積円滑化事業でご決定をいただきました案件について耕作者の変更がありましたので、改めてその残存期間について利用権設定するものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくご願ひいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告願ひます。第 2 調査部会長は、佐藤会長代理の隣に着席願ひます。4 番、渡邊勝夫委員。

第 2 調査部会長（4 番渡邊勝夫委員）

それでは、第 2 調査部会の調査結果について、ご報告いたします。

第 2 調査部会では、1 2 月 2 3 日午前 9 時 0 0 分から厚生福祉会館第 2 集会室におきまして、部会員と野崎会長出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定をへて、午前 1 0 時 2 7 分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転5件、新規設定62件、再設定139件、農地利用集積円滑化事業による耕作者変更1件、合計件数207件、面積131万3,999.60㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、新潟県農林公社が、利用権設定をする案件以外の178件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、また、新潟県農林公社が利用権設定をする29件につきましても、いずれも、農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたしました。以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

質疑に入る前に休憩をいたします。しばらく休憩を取りたいと思いますので、休憩の間事務局から発言の申し出がありますので、どうかよろしくお願いいたします。

（午前10時から午前10時02分まで休憩）

議長（野崎会長）

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言願います。

なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いします。

議長（野崎会長）

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。

議第1号につきましては、ただ今調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「意義なし」の声あり）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』ご説明いたします。

78ページをご覧ください。今月、意見を求められている案件は、
新規設定20件、面積21万7,666.95㎡、
利用権移転1件、面積5,488㎡、
合計では、21件・面積22万3,154.95㎡であります。

72ページにお戻りいただき、1番から順にご説明いたします。

なお、「議第2号参考」としまして、本年12月10日現在の「借受希望者リスト」を送付させていただいておりますので、併せてご覧をいただきたいと思います。

それでは、配分計画（案）をご説明いたします。

一番左側の番号欄のカッコ内に記載しております番号は、先ほどご審議をいただきました、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。

なお、借り受け人、契約の種類、期間、及び10a当り賃借料、受け人の状況につきましては、

記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1番は、金子新田地内の農地4筆・7,003㎡、
2番は、月岡四丁目地内の農地6筆・2,059㎡、
3番は、井栗一丁目地内の農地4筆・5,932㎡、
4番は、東光寺地内外の農地計19筆・4万6,075㎡、
5番は、金子新田地内の農地5筆・1万2,867㎡、
6番は、金子新田地内の農地2筆・2,999㎡、
7番は、金子新田地内外の農地計6筆・1万1,440㎡、
8番は、東鱈田地内外の農地計16筆・3万3,133㎡、
74ページをお願いします。

9番は、上保内地内の農地12筆・4,478.30㎡、
10番は、代官島地内の農地5筆・4,064㎡、
11番は、塚野目地内の農地5筆・5,373㎡、
12番は、三貫地新田地内外の農地計8筆・1万0,123㎡、
13番は、西本成寺二丁目地内外の農地計4筆・2,455㎡、
14番は、東本成寺地内の農地1筆・1,024㎡、
15番は、東鱈田地内の農地6筆・9,640㎡、
16番は、柳沢地内外の農地計6筆・1,341㎡、
76ページをお願いします。

17番は、鬼木地内の農地16筆・2万1,411㎡、

18番は、蔵内地内の農地1筆・442㎡、
19番は、福島新田地内外の農地計14筆・1万8,288㎡、
20番は、飯田地内外の農地計32筆・1万7,519.65㎡、
以上、20件は、それぞれ、記載の借り受け人に、新規に、貸し付けをしたいとするものでございます。

続きまして、利用権移転の案件につきまして、ご説明いたします。

21番は、平成28年1月の総会におきまして、異議ないものとして、県公告がされた利用配分計画のうち、記載の笹巻地内の農地2筆・5,488㎡について、耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転をするものであります。

以上、1件は、記載の借り受け人に、利用権移転をしたいとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。それでは、本件についても、質疑の前に、調査部会の調査結果を報告願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、新規設定20件、利用権移転1件、合計件数21件、面積22万3,154.95㎡で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、全件、異議ないものと認めるという意見であります。以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

議長（野崎会長）

ご発言がないようですので、お諮りいたします。

議第2号につきましては、ただ今調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、「農用地

の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から異議ないものと認める。」ことで答申します。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明いたします。

80ページをご覧ください。

今月の申請は5件で、合計面積1万0,891.30㎡であります。

79ページにお戻りを願います。

48番は、鶴田一丁目地内の農地5筆・7,056㎡を、譲り受け人が、経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当り〇〇〇円あります。

49番は、鶴田四丁目地内外の農地計6筆・1,872.30㎡を、譲り受け人が、経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当り約〇〇〇円あります。

50番は、上保内地内の農地3筆・629㎡を、譲り受け人が、経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当り〇〇〇円あります。

80ページをお願いします。

51番は、九之曾根地内の農地2筆・1,186㎡を、譲り受け人が、経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当り〇〇〇円あります。

52番は、如法寺地内の農地1筆・148㎡を、譲り受け人が、経営規模の拡大を図るため、贈与により取得するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは本件についても、質疑の前に、調査部会の調査結果を報告願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの4件、贈与によるもの1件、合計件数5件、面積1万0,891.30㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲り受け人の経営面積や、機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは質疑に入ります。ご発言のある方ご発言をお願いします。

議長（野崎会長）

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。

議第3号につきましては、ただ今調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局長（清水事務局長）

それでは、議第4号『事業計画変更申請について』ご説明いたします。

81ページをご覧ください。今月の申請は2件で、合計面積275㎡であります。

17番は、柳川新田地内の農地1筆・184㎡を、次の18番柳川新田地内の農地1筆・91㎡と合わせ、売買により取得し、東側既存雑種地38㎡と一体利用し、駐車場7台及び雪捨て場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は1㎡当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、旭小学校北西350m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第6号の94番で、農地法第5条の許可申請がなされております。

18番は、今ほど17番でご説明したとおりでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは本件についても、質疑の前に、調査部会の調査結果を報告願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

議第4号『事業計画変更申請について』は、合計件数2件、面積275㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

議長（野崎会長）

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。

議第4号につきましては、ただ今調査部会長の調査結果報告のとおり決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第4条1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明いたします。

82ページをご覧ください。今月の申請は、1件で面積373㎡であります。

9番は、本年7月の総会におきまして、農振農用地区域からの除外について、やむを得

ないものとして認めた案件であります。

島川原地内の農地2筆・373㎡を、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、白山橋北東550㎡付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは本件についても、質疑の前に、調査部会の調査結果を報告願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数1件、面積373㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

なお、新潟県農業会議への諮問につきましては、不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは質疑に入ります。ご発言ある方、ご発言を願います。

議長（野崎会長）

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。

議第5号につきましては、ただ今調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、許可をすることといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』
ご説明いたします。

86ページをご覧ください。今月の申請は12件で、合計面積1万1,125.30㎡
であります。

83ページにお戻りをお願いします。

94番は、先ほど、ご審議をいただきました、議第4号『事業計画変更申請について』
の17番及び18番で、ご説明させていただいた内容と同じでございますので、説明は省
略させていただきます。

95番は直江町四丁目地内の農地1筆232㎡を、売買により取得し、駐車場5台の
用地として利用したいものです。土地の売買価格は1㎡当り約〇〇〇円であります。場
所につきましては、国道8号直江町三丁目交差点西側200m付近で、都市計画用途地域
の工業地域内の農地であることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

96番は、曲淵二丁目地内の農地3筆1,886㎡を、売買により取得し、共同住宅
2棟及び駐車場36台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は1㎡当り約
〇〇〇円であります。場所につきましては、田島橋南詰交差点東側500m付近で、都
市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は、第3
種農地と判断されます。

84ページをお願いします。

97番は、曲淵三丁目地内の農地13筆3,895.30㎡を、売買により取得し、
宅地分譲地16区画、道路、公園及び調整池等の用地として利用したいものです。土地の
売買価格は1㎡当り約〇〇〇円であります。場所につきましては、田島橋南詰交差点南
側350m付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることか
ら、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

98番は、塚野目六丁目地内の農地1筆177㎡を、使用貸借権の設定により、東側
既存雑種地26㎡と一体利用し、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につ
きましては、三条総合病院東側450m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地である
ことから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

99番は、塚野目六丁目地内の農地1筆27㎡を、売買により取得し、カーポート1棟
の用地として利用したいものです。土地の売買価格は1㎡当り約〇〇〇円であります。
場所につきましては、三条総合病院東側450m付近で、住宅等が連たんする区域内の農
地であることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

100番は、西大崎一丁目地内の農地2筆1,852㎡を、売買により取得し、共同住
宅2棟、駐車場36台及び駐輪場1棟の用地として利用したいものです。
土地の売買価格は1㎡当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、ひまわり保

育園東側300m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

101番は、月岡二丁目地内の農地2筆519㎡を、使用貸借権の設定により、住宅1棟、車庫1棟及び駐車場4台の用地として利用したいものです。場所につきましては、聖母こども園北側200m付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

102番は、猪子場新田地内の農地2筆923㎡を、賃貸借権の設定により、農機具格納庫2棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条市清掃センター北西400m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

103番は、本年7月の総会におきまして、農振農用地区域からの除外について、やむを得ないものとして認めた案件であります。

荻堀地内の農地1筆24㎡を、交換により取得し、北側既存宅地516.46㎡と一体利用し、店舗併用住宅1棟及び駐車場7台の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条市役所下田庁舎北側250m付近で、300m以内に市役所がある農地であることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

86ページをお願いいたします。

104番は、本年7月の総会におきまして、農振農用地区域からの除外について、やむを得ないものとして認めた案件であります。

上大浦地内の農地1筆275㎡を、使用貸借権の設定により、住宅1棟及び農機具格納庫1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、国道290号、高屋敷交差点北西400m付近で、10ヘクタール以上の集団の農地であることから、農用地区分は、第1種農地と判断されます。

なお、転用目的が、集落に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、第1種農地の不許可の例外に該当されるものと判断されます。

105番は、本年7月の総会におきまして、農振農用地区域からの除外について、やむを得ないものとして認めた案件であります。

牛野尾地内の農地5筆1,040㎡を、贈与により取得し、駐車場20台の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条地域水道用水供給企業団南西750m付近で、中山間地域に位置する小集団の生産性の低い農地であることから、農用地区分は、第2種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に、調査部会の調査結果を報告願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数12件、面積1万1,125.30㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準をみたしており、全件許可相当といたしました。

なお、97番を除き新潟県農業会議への諮問につきましては、不要と判断いたしました。以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。

ご発言のある方、ご発言をお願いします。

議長（野崎会長）

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。

議第6号につきましては、ただ今調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、94番から96番及び、98番から105番の案件、合計11件については許可することとし、97番の案件については、新潟県農業会議へ諮し、答申があった後に許可と致します。

第2調査部会長は自席へお戻り願います。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただ今、議事の中で報告頂いておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

それでは、「報第2号」から「報第6号」まで、続けて事務局より報告願います。

事務局（清水事務局長）

(別添報告書より説明)

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言頂きたいと思います。

3番、小川委員。

3番（小川弘樹委員）

3番、小川でございます。

報第3号のところ、93ページの解約理由のところ、契約方法変更のためというのは、どのようなことか教えていただけないでしょうか。

議長（野崎会長）

事務局。

事務局（清水事務局長）

これにつきましては、基本的に農地中間管理事業を使いたいという事で、今までの農用地利用集積計画、要は基盤強化促進法に基づく貸し借りではなく、農地中間管理機構に一度貸し付けて、それを今度借りたいということで契約変更でございますので、よろしくお願いたします。

議長（野崎会長）

よろしいですか。

3番（小川弘樹委員）

はい。

議長（野崎会長）

他にございませんか。

議長（野崎会長）

ご発言が無いようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

しばらく休憩に入りたいと思います。

(午前10時30分から10時32分まで休憩)

議長(野崎会長)

会議を再開いたします。
農政対策部会の開催案内をお願いいたします。
農政対策部会長、10番、原田勝委員。

10番(原田勝委員)

10番、原田です。
農政対策部会では、1月20日午後1時30分から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いします。
なお、案件につきましては、19日に開催しました農政対策部会に引き続きまして「令和2年度農作業賃金・機械作業料金について」等でございます。以上です。

議長(野崎会長)

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。
第3調査部会長、2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長(2番阿部眞佐雄委員)

来月は、第3調査部会の当番でございます。1月24日午前9時00分から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いします。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

議長(野崎会長)

なお、来月の総会は31日午前9時30分開会を予定しております。
また、当日は午後6時から、饞心亭「おゝ乃」におきまして新年会を開催しますのでご出席をお願いします。

議長(野崎会長)

それでは、長時間にわたってご審議を頂きまして、ありがとうございました。
以上をもちまして、定例総会を閉会いたします。

午前10時34分閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（3番）

議事録署名委員（17番）
